

○日田市水道条例

平成9年12月22日

条例第52号

注 平成20年3月から改正経過を注記した。

日田市水道条例（昭和38年条例第7号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第10条）

第3章 給水（第11条—第21条）

第4章 料金、新規加入金及び手数料（第22条—第33条の2）

第5章 管理（第34条—第39条）

第6章 貯水槽水道（第40条・第41条）

第7章 補則（第42条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、日田市水道事業及び日田市給水施設事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（令元条例52・一部改正）

（給水区域）

第2条 給水区域は、日田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第4号）及び日田市給水施設事業の設置に関する条例（昭和53年条例第33号）で定める区域とする。

（平28条例55・令元条例52・一部改正）

（給水装置の定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）（給水施設事業にあっては、市長。以下同じ。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（平28条例55・令元条例52・一部改正）

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の2種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申込みに当たり、給水装置の位置又は工事の施行方法に対し、第三者の異議があるときは、工事申込者の責任とする。

3 管理者は、第1項の規定による申込みに当たり、必要があると認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(平28条例55・一部改正)

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(平28条例55・一部改正)

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（法第25条の3の2に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

(平28条例55・令元条例50・一部改正)

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(平28条例55・一部改正)

(給水装置の所有権)

第9条 指定給水装置工事事業者と工事請求者の間で工事費の精算完了後、給水装置の所有権は、工事請求者に帰属する。ただし、公道内に属する部分及び止水栓までの給水装置は、請求者の同意を得て市の所有に帰属する。

(給水装置の変更等の工事)

第10条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

(平28条例55・一部改正)

第3章 給水

(給水の原則)

第11条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため、損害を生ずることがあっても市は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第12条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(平28条例55・一部改正)

(給水装置の所有者の代理人)

第13条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(平28条例55・一部改正)

(同居人等の行為に対する責任)

第14条 給水装置の使用者は、その家族、同居人、使用人その他の従業員等の行為についても、この条例に定める責任を負わなければならない。

(管理人の選定)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(平28条例55・一部改正)

(水道メーターの設置)

第16条 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(平28条例55・一部改正)

(メーターの貸与)

第17条 メーターは、管理者が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(平28条例55・一部改正)

(水道の使用中止、変更等の届出)

第18条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用を中止するとき。
- (2) 給水管の口径又は給水装置の用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。
- (4) 臨時用に使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を利用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(平28条例55・一部改正)

(私設消火栓の利用)

第19条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか利用してはならない。

- 2 私設消火栓を消防の演習に利用するときは、管理者の指定する水道事業職員の立会いを要する。

(平28条例55・一部改正)

(水道利用者等の管理上の責任)

第20条 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道利用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

- 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道利用者等の責任とする。

(平28条例55・一部改正)

(給水装置及び水質の検査)

第21条 管理者は、給水装置の機能又は給水する水の水質について、水道利用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

- 2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

(平28条例55・一部改正)

第4章 料金、新規加入金及び手数料

(料金の支払義務)

第22条 水道料金(以下「料金」という。)は、給水装置利用者から徴収する。

(料金)

第23条 料金の額は、1か月につき別表に定める区分により算定する。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

(平25条例26・一部改正)

(料金の算定)

第24条 料金は、毎月定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。）にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

（平28条例55・一部改正）

（使用水量の認定）

第25条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

- （1）メーターに異状があったとき。
- （2）使用水量が不明のとき。

（平25条例26・平28条例55・一部改正）

第26条 削除

（特別な場合における料金の算定）

第27条 月の中途において水道の使用を開始し、又は中止したときの料金は、次のとおりとする。

- （1）使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1
 - （2）使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1月として算定した金額
- 2 月の中途においてそのメーターの口径に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

（平25条例26・一部改正）

（臨時使用の場合の概算料金の前納）

第28条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、使用中止の届出があったとき精算する。

（平28条例55・一部改正）

（使用者その他の認定）

第29条 使用者その他算定基準の届出が事実と相違するときは、管理者がこれを認定する。

（平25条例26・平28条例55・一部改正）

（料金の徴収方法）

第30条 料金は、納入通知書又は口座振替の方法により毎月徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

(平28条例55・一部改正)

(新規加入金)

第31条 水道事業の給水装置（一時的な使用の場合を除く。）の新設又は改造（給水管の内径を増径する場合に限る。以下この項において同じ。）を行おうとする者は、次の表に定める額の新規加入金を納入しなければならない。ただし、改造に係る新規加入金については、改造後の給水管の内径に応ずる額から改造前の給水管の内径に応ずる額を控除した額とする。

給水管の内径	新規加入金
13ミリメートル	49,500円
20ミリメートル	137,500円
25ミリメートル	220,000円
30ミリメートル	352,000円
40ミリメートル	660,000円
50ミリメートル	1,012,000円
65ミリメートル	2,024,000円
75ミリメートル	2,442,000円
100ミリメートル	4,191,000円

2 新規加入金は、給水工事の申込みの際徴収する。

3 既納の新規加入金は、還付しない。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(平25条例26・平25条例63・平28条例55・平31条例17・一部改正)

(手数料)

第32条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際これを徴収する。

ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後徴収することができる。

(1) 工事設計監督手数料（次の各級に区分して逡次に各率を適用して算定した金額の合計額）

設計金額区分	百分率
100,000円以下の金額	6パーセント
100,000円を超え500,000円までの金額	4.5パーセント
500,000円を超え1,000,000円までの金額	4パーセント

1,000,000円を超え5,000,000円までの金額	3.8パーセント
5,000,000円を超える金額	3.5パーセント

(2) 給水装置検査手数料

ア 給水装置の新設工事の場合は、1,000円とする。ただし、2栓以上の場合は、1栓増すごとに200円を加算する。

イ 給水装置の増設又は改造の場合は、500円とする。ただし、2栓以上の場合には、1栓増すごとに200円を加算する。

(3) 開閉栓手数料 1件につき300円

(4) 指定給水装置工事事業者登録手数料 1件につき5,000円

(5) 指定給水装置工事事業者更新手数料 1件につき5,000円

(6) 料金等に関する各種証明手数料 1件につき300円

(平28条例55・令元条例50・一部改正)

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第33条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。

(平28条例55・一部改正)

(料金の支払請求権の放棄)

第33条の2 管理者は、料金の支払請求権のうち消滅時効が完成したものであって、管理者が定めるものについては、これを放棄することができる。

(平25条例26・追加、平28条例55・一部改正)

第5章 管理

(給水装置の検査等及び費用負担)

第34条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

2 前項に要する費用は、措置させられた者の負担とする。

(平28条例55・一部改正)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第35条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(平28条例55・令元条例50・一部改正)

(給水の停止)

第36条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対しその理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、第23条の料金又は第32条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当の理由がなく第24条の使用水量の計量、第34条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合には、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(平28条例55・一部改正)

(給水装置の切り離し)

第37条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(平28条例55・一部改正)

(過料)

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条第1項の承認を受けず、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなく、第16条第2項のメーターの設置、第24条の使用水量の計量、第34条第1項の検査又は第36条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) 第23条の料金、第31条第1項の新規加入金又は第32条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(5) みだりに止水栓、制水弁等を開閉した者
(料金等を免れた者に対する過料)

第39条 詐欺その他不正の行為により、第23条の料金、第31条第1項の新規加入金又は第32条の手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第40条 市長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第41条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の規定により、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項の簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、市長が定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第42条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の日田市水道条例(以下「旧条例」という。)の規定によって行った申込み、届出、認定その他の処分又は手続は、この条例の相当規定によって行ったものとみなす。

3 この条例の施行前に旧条例の規定に基づいて徴収し、又は徴収すべきであった手数料については、なお従前の例による。

(編入に伴う経過措置)

4 前津江村、中津江村、上津江村、大山町及び天瀬町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、前津江村簡易水道事業条例（平成2年前津江村条例第9号）、中津江村簡易水道事業給水条例（昭和49年中津江村条例第19号）、上津江村簡易水道事業条例（昭和54年上津江村条例第8号）、大山町簡易水道事業給水条例（昭和46年大山町条例第17号）又は天瀬町簡易水道事業条例（昭和34年天瀬町条例第13号）（以下これらを「旧町村条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

5 編入日前にした行為に対する罰則の適用については、旧町村条例の例による。

附 則（平成10年3月26日条例第15号）

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の日田市水道条例別表第2の規定は、平成10年4月分の計量に係る使用水量に対する料金から適用し、同年3月分までの計量に係る使用水量に対する料金については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月24日条例第13号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第4号）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前になされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月22日条例第45号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月26日条例第15号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年 3 月26日 条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 1 から別表第 3 までの規定は、平成14年 5 月分の計量に係る使用水量に対する料金から適用し、同年 4 月分までの計量に係る使用水量に対する料金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年12月24日 条例第43号）

この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 3 月25日 条例第19号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 3 月26日 条例第14号）

この条例は、平成16年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 3 月22日 条例第112号）

この条例は、平成17年 3 月22日から施行する。

附 則（平成17年 9 月27日 条例第162号）

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月27日 条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 2 条の規定（別表東部第 2 地区簡易水道事業の項の改正規定に限る。）による改正後の日田市水道条例別表第 2 東部第 2 地区簡易水道事業の項に掲げる水道料金の適用を受ける田島 3 丁目の一部の給水区域に係る水道料金については、平成19年 4 月 1 日以降の給水開始による使用水量について適用する。

附 則（平成20年 3 月24日 条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の日田市水道条例別表第 2 の規定は、平成20年 4 月分の計量に係る使用水量に対する料金から適用し、同年 3 月分までの計量に係る使用水量に対する料

金については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 3 月24日条例第19号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。
（日田市水道条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 この条例の施行の際現に改正前の日田市水道条例（以下「旧条例」という。）別表第 2 川下地区簡易水道事業の項に掲げる料金の適用を受けていた高井町（川下地区に限る。）の給水区域に係る料金については、同地区が日田市水道事業により給水開始されるまでの間は、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前に旧条例の規定に基づいて徴収し、又は徴収すべきであった料金及び手数料その他の費用については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成21年 3 月24日条例第18号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
（日田市水道条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 この条例の施行の際現に改正前の日田市水道条例（以下「旧条例」という。）別表第 2 関浜地区簡易水道事業の項に掲げる料金の適用を受けていた夜明関町（浜地区）及び杷木山地区簡易水道事業の項に掲げる料金の適用を受けていた夜明中町（杷木山地区）のそれぞれの給水区域に係る料金については、これらの地区が関地区簡易水道事業により給水開始されるまでの間は、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前に旧条例の規定に基づいて徴収し、又は徴収すべきであった料金及び手数料その他の費用については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成22年 3 月24日条例第25号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
（日田市水道条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 この条例の施行の際現に改正前の日田市水道条例（以下「旧条例」という。）別表第 2 東部地区簡易水道事業の項に掲げる料金の適用を受けていた羽田町、上

諸留町（片峰地区を除く。）、諸留町、有田町（下小寒水地区を除く。）、中尾町、三池町、池辺町、三ノ宮町1丁目（蕪地区を除く。）、城内新町の一部（桜ヶ丘地区）の給水区域に係る料金については、これらの地区が日田市水道事業により給水開始されるまでの間は、なお従前の例による。

4 この条例の施行前に旧条例の規定に基づいて徴収し、又は徴収すべきであった料金及び手数料その他の費用については、なお従前の例による。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月22日条例第25号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（日田市水道条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際現に改正前の日田市水道条例（以下「旧条例」という。）別表第2小迫地区簡易水道事業及び小ヶ瀬地区簡易水道事業の項に掲げる料金の適用を受けていた小迫町、朝日ヶ丘、小ヶ瀬町の給水区域に係る料金については、これらの地区が日田市水道事業により給水開始されるまでの間は、なお従前の例による。

4 この条例の施行前に旧条例の規定に基づいて徴収し、又は徴収すべきであった料金及び手数料その他の費用については、なお従前の例による。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月26日条例第26号）
（施行期日）

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の日田市水道条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、平成25年10月分の計量に係る使用水量に対する料金から適用し、同年9月分までの計量に係る使用水量に対する料金については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前になされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 日田市水道条例の一部を改正する条例（平成31年条例第17号。以下「平成31年

改正条例」という。)別表の規定にかかわらず、平成31年改正条例別表の規定により算定する料金の額(以下「改正後の料金」という。)が改正前の日田市水道条例別表第1から別表第3までの規定により算定する料金の額(以下「改正前の料金」という。)を次の各号に定める区分により超える場合は、当該各号に定める金額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

- (1) 平成25年10月分から平成26年9月分まで 改正後の料金が改正前の料金の1.25倍を超える場合は、改正前の料金の1.25倍の額
- (2) 平成26年10月分から平成27年9月分まで 改正後の料金が改正前の料金の1.5倍を超える場合は、改正前の料金の1.5倍の額
- (3) 平成27年10月分から平成28年9月分まで 改正後の料金が改正前の料金の1.75倍を超える場合は、改正前の料金の1.75倍の額
- (4) 平成28年10月分から平成29年9月分まで 改正後の料金が改正前の料金の2倍を超える場合は、改正前の料金の2倍の額
- (5) 平成29年10月分から平成30年9月分まで 改正後の料金が改正前の料金の2.25倍を超える場合は、改正前の料金の2.25倍の額
- (6) 平成30年10月分から平成31年9月分まで 改正後の料金が改正前の料金の2.5倍を超える場合は、改正前の料金の2.5倍の額
- (7) 平成31年10月分から平成32年9月分まで 改正後の料金が改正前の料金の2.75倍を超える場合は、改正前の料金の2.75倍の額
- (8) 平成32年10月分から平成33年9月分まで 改正後の料金が改正前の料金の3倍を超える場合は、改正前の料金の3倍の額
- (9) 平成33年10月分から平成34年9月分まで 改正後の料金が改正前の料金の3.25倍を超える場合は、改正前の料金の3.25倍の額
- (10) 平成34年10月分から平成35年9月分まで 改正後の料金が改正前の料金の3.5倍を超える場合は、改正前の料金の3.5倍の額

(平25条例63・平31条例17・一部改正)

(口径のみなし適用)

- 5 この条例の施行の際、現に改正後の条例別表のうち口径別の20ミリメートルの区分により料金の額を算定するもののうち、一般家庭として上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が認めるものは、口径別の13ミリメートルの区分により料金の額を算定するものとする。

(平27条例33・旧第6項繰上、平28条例55・一部改正)

- 6 管理者は、メーターの設置時と現在の使用状況が異なったこと等管理者が認める理由により口径が過大となっている場合は、給水装置使用者の申請により、使用状況に応じた口径別の区分により料金の額を算定することができる。

(平27条例33・旧第7項繰上、平28条例55・一部改正)

(湯屋用の適用の特例)

- 7 別表中湯屋用については、当分の間、次の各号のいずれかに該当するものを適用することができる。

(1) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定により許可を受けた者が、温泉法(昭和23年法律第125号)第15条第1項の規定により許可を受けた温泉を使用し、大分県公衆浴場法施行条例第2条第2号に規定するその他の公衆浴場の用に供するもの

(2) 温泉法第15条第1項の規定により許可を受けた温泉を使用し、公共の浴場として利用する共同露天風呂の用に供するもの

(平27条例33・旧第8項繰上)

(委任)

- 8 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、管理者が定める。

(平27条例33・旧第9項繰上、平28条例55・一部改正)

附 則 (平成25年12月19日条例第63号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(使用料等に関する適用区分)

- 55 第57条の規定による改正後の日田市水道条例(以下「新水道条例」という。)別表及び第58条の規定による改正後の日田市水道条例の一部を改正する条例(平成25年条例第26号)附則第4項の規定は、平成26年5月分の計量に係る使用水量に対する料金から適用し、同年4月分までの計量に係る使用水量に対する料金は、なお従前の例による。

(新規加入金等に関する適用区分)

- 57 新水道条例第31条の規定は、平成26年4月1日以後の申込みに係るものから適用し、同日前までに申込みのあったものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月24日条例第33号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月21日条例第55号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 6 第16条の規定による改正後の日田市水道条例第32条の規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係る手数料から適用し、同日前までに申込みを受理したものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月26日条例第17号) 抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(使用料等に関する適用区分)

- 52 第53条の規定による改正後の日田市水道条例 (以下「新水道条例」という。) 別表及び第54条の規定による改正後の日田市水道条例の一部を改正する条例 (平成25年条例第26号) 附則第4項の規定は、平成31年11月分の計量に係る使用水量に対する料金から適用し、同年10月分までの計量に係る使用水量に対する料金は、なお従前の例による。

(新規加入金等に関する適用区分)

- 55 新水道条例第31条の規定は、平成31年10月1日以後の申込みに係るものから適用し、同日前までに申込みのあったものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年12月24日条例第50号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第35条第1項の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の日田市水道条例第32条第4号の規定は、この条例の施行の日以後の申込みから適用し、同日前の申込みについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年12月24日条例第52号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第23条関係）

（平25条例26・全改、平25条例63・平31条例17・一部改正）

種別	口径（ミリメートル）	基本水量（立方メートル）	基本料金（円）	従量料金（円）
口径別	13	8	1,090	8立方メートルを超え20立方メートルまで 1立方メートルにつき173 20立方メートルを超える部分 1立方メートルにつき229
	20		1,300	
	25		3,140	
	30		6,010	
	40		8,870	
	50		24,690	
	65		26,700	
	75		28,040	
	100		31,380	
湯屋用		100	8,670	100立方メートルを超える部分 1立方メートルにつき103

備考 「湯屋用」とは、大分県公衆浴場法施行条例（昭和47年大分県条例第16号）第2条第1号に規定する一般公衆浴場の用に供するものをいう。